

○長谷部委員長 それでは、時間が参りましたので、第7回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

本日は、審議事項に関しまして、議会制度及び監査制度につきまして、実務者、そして有識者より、それぞれのお立場から見た現状、課題についてヒアリングを行いたいと存じます。5名の方に御出席をいただいておりますので、まず、御紹介をいたします。

最初に、議会制度の有識者でいらっしゃいます日本放送協会解説副委員長の城本勝様。続きまして、監査制度の有識者でいらっしゃいます青山学院大学名誉教授の鈴木豊様。監査の実務者でいらっしゃいます山梨県代表監査委員の芦沢幸彦様。

島根県出雲市長の長岡秀人様。

そして、徳島県那賀町代表監査委員の柘田正憲様。

それでは、ヒアリングのほうに移ってまいりたいと存じます。

本日の進め方ですが、まず、議会制度につきまして、城本様より10分間の発表をお願いします、質疑応答をその後、10分程度行いたいと存じます。議会制度の有識者としてほかにもうお一方にヒアリングを依頼しておりますが、本日御都合がつかないということですので、次回の冒頭でこのヒアリングを実施したいと存じます。

それでは、早速ですが、城本様より、よろしくお願い申し上げます。

○城本解説副委員長 御紹介いただきましたNHKで解説委員をやっております城本と申します。

最初に、私は現役ジャーナリストということでございまして、こういう席でお話をするのが適当なのか若干の躊躇もいたしたのでございますけれども、せっかくの話ですので、現在もそうですが、これまで私が取材、報道を通じて地方議会について感じていることを個人的な見解ということで幾つかお話をさせていただきたいと思っております。

私は、今、解説委員をやっておりますけれども、もともとは記者としてNHKに入りまして、主に政治記者、中央政界を担当してきたのですが、地方での駆け出しのころから地方議会の取材はかれこれ30年ぐらやってまいりました。その間、数多くの地方議員の皆さんの取材をしてきました。大変尊敬に値する方、愛すべき方、ちょっと困った方、いろいろな方と会ってきましたけれども、率直に言って、特に地方議会、地方議員はもちろん地域に根差して、地域の課題に日々取り組んでこられている。したがって、地域のいろいろな問題についてももちろん精通していて、いわば日本の地域における民主主義を担ってきたことは間違いなく感じております。

ただ、今、御存じのように、地方議員といいますと、いわゆるセクハラ野次であったり、あるいは号泣会見であったり、飲酒暴言といった若干犯罪的な行為もありますけれども、そういった不祥事ばかりが話題になっていて、地方議会に対する信頼といいますか、そういうものは相当低下している。

ただ、一方で政務活動費の問題もそうでありまして、今になって問題が発生したというわけではなくて、実はしばらく前からある種の構造的な問題が生じて、それが深ま

ってきて、特に地域の住民、つまり有権者との距離感が相当開いていると思います。

地方議会の選挙における投票率もこの間、一貫して下がり続けております。今、平均すると50%そこそこぐらいしかなかったと思います。一方で、これもこの調査会でも議論になっていると思いますけれども、今、日本は人口減少社会を迎えて、経済にしても、社会保障にしても日本全体が非常に厳しい、地域の暮らしが非常に厳しい状況になってきている中で、実は地方議会、地方政治に課せられた役割と責任は非常に大きくなっている。その状況の中で住民、有権者等の距離が拡大し続けていることがかつてないほどの危機的な状況に陥っているのではないかと感じております。

きょうお話をしたいのは、1つは、まず、なぜ住民との距離が遠くなってしまったのか。遠い存在になってしまったのかということと、そのことは今、逆に議員の方たちから見ても有権者が遠い存在になっている。相互に非常に相手を遠い存在だと感じ始めている。なぜそうなったのか。そして、それをどうすればいいのかということ私の取材経験を踏まえて幾つか御紹介して、皆さんの御参考にしていただければと思っています。

では、何が問題なのかということなのですけれども、先ほど申し上げましたように、セクハラ野次であったり、号泣会見といった若干個人の資質にかかわる問題がこのところ頻発している。私は、たまたまそういう困った方たちがたまたまこういうことが起きているということではなくて、もともと相当に見識もあり、本来、志もある方たちなのに、いつの間かそういうことに、率直に言って鈍感になっているのはなぜだろうということを考えてきました。

やはりそこに構造的な問題がある。よく言われますけれども、そもそも今の地方議会の大半のところは有権者の実態を反映していない。女性の議員が少ない。市議会レベルが一番多いですけれども、13%ぐらいですね。全体でいって1割前後、1割程度しか女性がいません。年齢構成も大体60歳以上の方が平均的にいうと4割ぐらいを占めている状況。そして、職業なのですが、これは都道府県レベル、市議会レベル、町村レベルで若干違いますけれども、専業という方が結構いらっしゃるのですが、多いのは農林水産漁業であったり、自営業、建設業、製造業であったり、小売業であったり、そういう方が多い。逆に言うとうと、専業でやるか、そうでなかったら職業を持ってやるとなると農業であったり、自営業。つまり、ある程度時間が許される仕事。自営業というのは経営者の方がもちろん多いわけですが、そういう方でないとなかなか議員活動ができない現状があります。

先ほど言いましたように、かつては地域のニーズといいますか、住民たちのニーズや問題というものを身近に察知して、それに対して課題を解決していくという人たちだったのです。きょうはあくまで個人的な見解ですのではっきり言いますけれども、それはつまり、逆の言い方をすると、自分の家の前に道路をつくってくれ、下水を通してくれ、あるいは公民館やスポーツ施設をつくってくださいという要望に応じていく。言葉は悪いですが、ある種の利権を配分していく。もしくは口利きをしていくことが非常に大きなある種の役割だったわけです。

これは一般的に利権の配分であったり、口利きはよくないことだといわれますけれども、一方で、地域社会にとってある種の住民のニーズを調整して、政治的に統合していくという意味では、それ自体は必ずしも悪いことではなかったと思いますが、ただ、そういったニーズが先ほど言いましたように、日本社会が構造的に変化してくる中で、むしろ限られた資源をどう配分するのか。ある局面では、そういったインフラですとか、公共施設を廃止する。一方で、税や社会保険料を含めた負担を地域の中で求めていく。つまり、よくいわれます不利益の分配ということが現実的に必要になってきている状況があります。

有権者から見ますと、これまでは何か頼み事があれば言うことを聞いてくれたのだけでも、もうそんなものは現実にはできなくなってくる。今、仮に、私に言っていただければあなたの前の道路をきれいにしますよとか、あるいは保育所にも優先的に入れるようにしてあげますよとか、もしそういう方がいたらこの方は、むしろ議員として非常に危ないという状況になっているし、有権者のほうが既にそれに気がついている状況です。

一方で、これはよくマスコミもお叱りを受けるのですが、そういった不祥事のようなことばかりマスコミは報道するということで、有権者からは非常に遠い存在に今、見えている状況があります。

一方で、これは実際にいろいろな議員さんと話をしていると思うのですが、議員の側にもやむを得ないというか、同情すべき事情があるわけです。今までそういうふうに議員として地元のため、地域のため、住民のために頑張ってきたのだけれども、もはやそれができない。一方で、自分の周りの人たちと話していると、相変わらずそういう要望、陳情みたいなものばかりがあると。それ以外の方たちの多くの有権者の気持ちが多分わからない、理解できないという状況に陥っている。実際にそういう話を私も多くの人から聞いたことがあります。

言いかえると、これまでは自分の支持者の顔が見えていた。少なくとも自分に投票してくれる人の顔が見えていた。しかし、今や自分に投票してくれている人がどういう人なのか次第にわからなくなっている。見えなくなっている状況になっている。これは国会議員もそうなので、最近よく聞くのは、一体誰が自分に投票してくれたかわからないという方が多いですね。

それを気にして2つのタイプがあるのですが、1つのタイプは、私はよく無党派層という言葉を使いますが、日ごろ政治と余りかかわらない。もちろん議員と話もしないような人たちを気にして、選挙運動といえばひたすら駅の前で演説をすとか、あるいはフェイスブックやツイッターといったSNSに全力を挙げるとか。それが悪いと言っているのではないです。そういうことしかやらない、それしか意味がないと思っている方。一方で、そんなものを相手にしてもしょうがない。やはり選挙は自分の目に見える身近な人たちとひざ詰めで話をして、その要望を聞くことだと。それを議会、そして行政に伝えることだと。どぶ板とは言いませんけれども、そういう活動に全力を上げるか。大きくその2つに分かれていて、両方やっている方ももちろんいますけれども、結局、結果として有権者

との距離がどんどん遠ざかっている気がいたします。

限られた時間ですので、結論だけ申し上げます。では、どうすればいいのか。私は3点考えております。

1つは、徹底的な議会、すなわち議員活動の可視化。見える化という言葉を使う方もいらっしゃるかもしれませんが、情報公開、もちろん議事録の公開とか、インターネット等による動画の中継といった方法もありますけれども、とにかく有権者が議会活動は何をやっているか見えるようにするということが1つ。

もう一つは、有権者の側の意識改革ということになるのですが、先ほど言いましたように、むしろこれからの時代は自分にとって不利益なこと、あるいは地域全体にとって不利益なことを受けとめざるを得ない状況になっている。そこをどう考えるかということの有権者の側も考えていかないと、これまでどおり何か頼み事をすれば自分の利益になるという意識でいると、結果として自分たちの生活も厳しくなっていくのだという意識を持っていただくということ。

3番目に、これは議会自体がもう一度、有権者も含めて、双方が自分たちのことは自分たちで決めるのだと。地方自治の原点をもう一度確認することしかないと思っております。

最初に申し上げました可視化という点で申し上げますと、これも最近ある地方議員さんと話しているときに、そんなことを言っても有権者は関心を持っていないのだから、議事録を見る人などもないし、そもそも傍聴に来る人もないと。やっても無駄だと言うのですが、私は申し上げたのですが、しかし、何かあったときに見られると思えば議員の側の意識は変わるのではないですかと。むしろ自分が有権者だったら、今、問題になっているような議員のああいう行動を許しますかと。絶対そうではないでしょうと申し上げたのですが、常に見られているという状況に持っていくことが多分、一番手っ取り早いのではないかと考えています。

有権者の意識改革はなかなか言っても簡単ではないのですが、こういう場もそうですけれども、我々メディアもそうですが、やはりこれからの地域社会、日本がどうなっていくのかということは、多くの人に認識してもらおうということしかないのかと考えています。

3番目に申し上げましたもう一度、地方自治を確認するという問題でいいますと、地方分権改革というものは20年の歴史を経て、1つの大きな曲がり角に来ているのかと私は思っています、そこで最後に残されているのが地方議会をどうするのかという課題だと思っております。

これは反省も込めて申し上げますと、分権、分権といいますけれども、そもそも地方自治というように、まさに自治、住民がみずから考えて物事を決定していく。そして、その代表である議員がそれに参画するという仕組みをもう一度取り戻さないと分権というのは本当に進まない。分権というか、地方自治がもう一回、民主主義の基本的なベースとして再評価されることは難しいのではないかと。この点については恐らくいろいろな制度改革を含めた議論になるとは思いますけれども、その点については私自身もどのような方法がいいの

か考えているところをごさいますて、皆さんの御意見があればぜひ逆にお伺いしたいと思っております。

少し駆け足になりましたけれども、時間が参りましたので、ひとまず発言はここまでとさせていただきます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの城本様の御発言に関しまして、御質問あるいは御意見等がございましたらどうぞ御発言をお願いいたします。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 どうもありがとうございました。

有権者の意識改革が必要だという御指摘なのですが、自治体の職員の方も住民の皆さんの行政依存が強いということをよくいわれます。しかしながら、行政側が依然としてまだ住民の要望にいろいろ対応しようとしているところがあるのではないかと思います。したがって、行政の側の意識改革がまだ不十分ではないかという気が1つするという事。

2つ目の問題は、議員と有権者の関係の再構築という点なのですが、今の関係というのは何となく距離を置いた関係になっていると思いますので、この際、選挙制度を改正して、議員さんが個別訪問をしてもいいような、もっと密接な関係ができるように。密接なというのは悪い意味ではなくて、もっとじっくりと話せるような関係をつくるためには個別訪問を解禁するという事もあり得るのではないかと思います、そういう点についてはいかがお考えでしょうか。

以上です。

○長谷部委員長 よろしく申し上げます。

○城本解説副委員長 ありがとうございます。

まず、行政側の意識改革。私は、議会と住民との関係で申し上げましたので、御指摘の行政側は、我々マスメディアももちろんそうだと思いますけれども、その意識改革が必要だと思います。痛感しますのは、これは国政もそうですが、この国は本当にまだお上意識が蔓延している。お上意識をつくっているのは誰かという事、それは政治家でもありますけれども、行政当局でもありますし、我々マスコミでもあると思っております。そういう意味で、三位一体ではありませんが、それぞれが意識改革をしなければいけない。とりわけ実態的に権力を握っている行政の責任は極めて重いと思っております。そこをまず考えなければいけない。

それから選挙制度。きょうは選挙制度のことは申し上げないつもりだったのです。というのは、これはいろいろな議論がありまして、今、おっしゃった個別訪問の解禁も1つの方法だと思います。これはもちろん国政選挙でもそうなのですが、ただ、これはいろいろな考え方があるのですが、例えばその前提として議員個人に根差してやるとすれば、それは多分、小選挙区制度の中で、かつ政党がきちんと個々の議員の選挙運動もコーディネートするといひますか、そういうバックグラウンドがないと個人的には難しい

のではないかと。専門の先生もたくさんいらっしゃいますので、個人的にはそういう感じを持っております。

一方で、地方議会に限りませんが、やはり現状を見ていますと、どちらかという比例代表制にしたほうがいいのかという気がしていますが、これはまた政党が運営する選挙ということを事実上やらないとなかなか難しい。その辺が難しいことだと思っています。

○長谷部委員長 武藤委員、よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでしょうか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 御報告ありがとうございました。

どうすればいいのかというところで情報公開と対話ということを結論として言われたと思うのですが、実は私はある自治体の監査委員をやっておりまして、そこは比較的、革新的な首長がいらっしゃった時代に徹底的に情報公開をしたということでインターネット中継等、媒体はかなりやり尽くしているのです。ところが、無関心層が見てくれないというのが議会事務局であり、私たち監査委員の一番の問題意識でもありまして、関心を持ってもらうためにテレビ広報などもやっておりまして、その有効性ということも議論したりしているのですが、恐らくここで書いていただいているような1から3についてはほぼやっているといった場合にそれでも無関心層が掘り起こせないのが一番の悩みでございまして、その場合にやはり制度改革が必要になってくるのかなと思っているのです。議会と市民との距離がおっしゃったように距離感があるということだと思いますが、そうすると、一番最後の行に書いていらっしゃるように、普通のサラリーマン、身近な人が代表で出られるような制度改革がもしかしたら必要なのではないかと思います。この点についていかがでしょうか。

○城本解説副委員長 実際に議員さん、議会事務局の方たちと話していると同じようなことをおっしゃいます。例の栗山町での議会基本条例以降、栗山が最初かどうかというのは諸説ありますけれども、議会基本条例も大体、今、500、600の自治体でつくっているし、議会報告会とか、住民とのやりとりも随分進んできている。もちろん情報公開も進んでいっておっしゃるのですが、今、おっしゃったように、ちょっと変な言い方ですけども、無関心層を掘り起こすためではないのです。無関心層を掘り起こすかどうかは結果の問題であって、これも個人的に思うのは、無関心であろうが関心を持っていようが、そういうこととは関係なく、100%全部公開していますよということが大事であって、そんなに普通の人はそもそも来ないのだと。見にも来ないし、見もしないし、意味がないとおっしゃる方もいるのですが、しかし、公開されているという状況があれば、つまり、ある種の抑止力になります。そういうものがいいかどうかは別なのですが、そういう効果もあります。

そもそも議会というのは全て公開されているというのが前提にあるということが大事かと思うのです。先ほど話が出ましたように、それは行政の側も、おっしゃるように、テレ

ビで広報番組をやっていますとか、広報誌も一生懸命出していますとおっしゃるのですが、それは結構なことなのですが、ただ、それをだから住民が関心を持ってくれるというのを期待したら、そうではなくて、もともとそういうものだということに早くならないといけないというのが1点です。

おっしゃるように、突き詰めると、先ほどの選挙制度の話なのです。女性だってクオーター制を強制的に導入すればいいのですが、そのためには比例名簿としてやらなければいけない。あるいは比例名簿ではなくても、政党がやるしかない。法律では多分それはなかなか難しいと思いますから。できなくはないかもしれないけれども、いずれにしても、それは公職選挙法全体をどう変えるかという話になりますし。私は変えたほうがいいのではないかと考えています。いずれそこまで変えないと、皆さんの前で生意気なことを言いますが、今進めているような制度改正を幾ら続けても、恐らくこの問題は解決できない。思い切って、例えば一国二制度という考え方を取り入れて、地方政治については違うやり方をやるとか、そのぐらい思い切った改正をしないと今の問題は解決できないのではないかと考えています。

○清水委員 ありがとうございます。

そもそも情報公開のインターネット中継とかは無関心層を掘り起こすためではなくて、おっしゃったような一定の歯どめ効果というのでしょうか、見られているという効果があると思いますので、そこは達成できていると思います。が、それを見ない人が多いということで、それをどうやって掘り起こすかが今、私どものほうの自治体で。

○城本解説副委員長 それはコンテンツを考えるしかないと思います。皆さんが何をしたいのかということを考えなければいけない。要するにはっきり言って、いろいろな広報番組とかを見てもおもしろくないのです。我々は身につまされていますからよくわかるのですが、そうとしかお答えのしようがないと思います。

○清水委員 ありがとうございます。

○長谷部委員長 ほかにはいかがでございましょうか。

谷口委員、お願いします。

○谷口委員 済みません、お時間をとりまして。

きょうお伺いしたお話のとおり、議会の可視化であるとか、議員さんの質の向上、有権者の側の意識改革等、全くおっしゃるとおりだと思いました。恐らく多様な地方議会議員さんをどんどんふやしていこうと思えば、むしろ困った方が出てくる方は逆にふえると思うのです。だけれども、それはそれで揺らぎとしていいのではないかという思いもあります。多様であることが社会なので、その姿に近づけていこうとすれば、いろいろなタイプの議員さんが今後はふえていくことは、これはこれで両面として受け入れる必要があるのかとも思いました。

お伺いしたいことは、きのう、ドイツ人の政治学者の方とお話をされていて、ドイツのほうで地方議会の議員さんというのは、それ自体がそこでストップするものではなくて、む

しろ国政とか、州とか大きなハイレベルな政治に上がっていく方々の一種の大事な訓練の場であったりする。つまり逆に言うと、国政いきなり初めて国会議員になりましたみたいな方が出るような状況ではなくて、地方やそういうサイズで訓練を積んだり、ガバナンスのことを勉強されたり、経験された方がより広いレベルの議会議員になっていくということも考えてみますと、それはやはり政党がある種の編成をなして政治家の方々を育てていくというか、育てていって実のある人をどんどん上に上げていく仕組みという部分もあるとお伺いしたので、そうすると、私は、余り日本の地方議会は御存じのとおり無所属、無党派と出される方が多いので、政党間の競争はなじまないのではないかと。あるいはそういった実態がどうあるのかと疑問に思っていたのですが、もし取材されたり、現場の方とお話をされる中で、地方議会により政党のある種の影響力が出てくるとどうなると思われるか教えていただければと思います。

○城本解説副委員長 これはいわゆる1990年代から始まった政治改革という中での1つの実は大きなテーマでもあったのです。当時から地方議会はたしか自民党の政治改革大綱の中にも入っていたと思いますけれども、地方議会も政党化を進めて、当時でいえば、小選挙区制にして、ある種の二大政党的なものまでやって、政党本位の選挙にしていくという話だったのですが、これはなかなか難しい問題が多々ある。

今、先生がおっしゃったようにドイツもそうですし、イギリスもそうですし、ある意味、アメリカ、欧米の主要国では割とそうですが、やはり政党というものの存在が大きいのです。その中である種、地方議員から始めて、必ずしもそういう道だけではもちろんありませんけれども、ある程度、地域での政治を経験させ、基礎自治体からいわゆる州レベルまでいき、そしてさらに国会議員になっていくというコースもどうもあるようですし、少なくともそういう場でやっていく伝統がある。

日本は長いこと、事実上の自民党一党体制というのが今も続いているとっていいかもしれませんが、続いていて、ある種、自民党の中に複数の政党が存在する状況が続いてきました。地方議会は圧倒的に無所属の方が多くはすけれども、大半は保守系無所属という方たちですね。選挙のときだけ、実は選挙のときは自民党でやる方が多いです。無所属であっても自民党。党籍を持っています。自民党籍を持って、でも無所属で戦う。つまり、それだけ幅広い票が欲しいのですけれども、欲しいというか、当然のことなのですけれども、そういう伝統がございまして、ひとえにこれは自民党と拮抗できる政党が育ってこなかったことが問題にある。ここでは別に民主党問題を論じるつもりはありませんけれども、民主党がもうちょっとしっかりしていれば、地方議会でも、地方議員でもそういう議論がもっと早く起きていたのかもしれない。

これは全く個人的な見解でございますけれども、そういう気がしています。そのところをやらないと、今、おっしゃったようなことになかなかいかないのかと思います。

○長谷部委員長 まだまだ御質問等がおありかと思っておりますけれども、そろそろ時間でございますので、議会制度に関する質疑に関しましては以上で終わりとさせていただきます。



思います。

城本様、どうもありがとうございました。城本様はお時間の許す限りで御在席をいただければと存じます。

それでは次に、監査制度につきまして、鈴木様より順に御発表を各10分、合計で40分間お願いいたしまして、残りの時間で質疑応答を行ってまいりたいと存じます。

それではまず、鈴木様より、よろしくお願い申し上げます。

○鈴木名誉教授 鈴木でございます。

私のほうからは、この後、各先生方から実務的な詳細なお話があると思いますので、公監査という言葉はここでは使わせていただいておりますが、公監査とか、さらに少し概念を広く、公経営監査とか、幾つかの議論でこの用語が使われております。これは地方公共団体の監査ということで同じ概念だと思っていただければと思います。

今までのいろいろな御議論をいろいろな資料で見させていただきますと、ほとんど論点は出尽くしていると思います。したがって、いろいろな論点が公監査論という監査論の一領域ですけれども、この観点でどのような位置づけにあるか。あるいはその検討をする段階でどういう優先事項があるかをお話したいと思っております。ただ、時間が短時間でございますので、レジュメが9枚ございますので、ざっとお話をさせていただきたいと思えます。

まず、1ページ目を見ていただきますと、これは公監査論からいわゆる行政的なもの、政治的なものの正確な位置づけとは、あるいは使い方とは少し違うかもしれませんが、私は30年ほど公会計あるいは公監査の諸外国における制度の発展とか実務の展開を見させていただいて研究をしてまいりましたので、そこでこのようなことから、我が国の公監査という言葉を使わせていただきますけれども、公監査制度がおくれているという言い方よりも、実務的な、あるいは理論的な観点で、必ずしも正確に把握されていないことから混乱が起きている状況であろうと思うのです。

もともとアメリカとか、イギリスとか、既に御議論が出ていると思いますけれども、多分、1940年代、1950年代から公監査あるいは公会計制度の確立に向けたいろいろな活動や展開があつて、特に本日最後にお話をいたします公監査基準というものが必ず公監査制度では必要なのですが、アメリカでさえ、1972年だったと思いますけれども、それまでのいろいろな実務が醸成されて、1972年にできて、その後、数年に1度ずつ、一応、5年に1度改定をしながらということになっておりますから、数次の改定を経て現在、精緻化されたといえると思うのです。必ずしも効果はどうであったかという問題はありますけれども、そのような展開ですので、我が国においても一遍に改正、改善するとか、そのようなことは難しいし、あるいはそれは必要ない。だんだんと改善をしていけばいいのではないかと思っております。

そこで、1ページ目では、右側の国会、議会のわきに外部独立公監査人と書いてございます。こういう民間の監査とは違った公監査人の位置づけというのは先ほど来のお話にも

出ておりますけれども、これは立法府監査人と呼びまして、レジスレイティブオーディターと呼んでおりますが、一番強い独立性と、そしてまた最も効果のある、それはすなわち住民とか納税者にとって信頼のおける監査が行われている。あるいは会計のディスクロージャーが行われていると思われるのは、やはり立法府監査人という位置づけでなければならないというのが諸外国の考え方だということです。それは当然ながら、これは一部、日本ではもちろん行われておりませんが、アメリカ等では監査人を住民が直接選挙で選ぶことが一部行われておりますが、そこでは非常に強い監査制度が構築できるわけです。しかし、そこまでに一遍には行けないわけで、それは行政あるいは財政、いろいろな政治制度によって異なってくるということですが、最終的にはここに行くべく努力をしていくことが必要だと思います。

では、なぜそのような公監査あるいは公会計制度が確立されていったのかということはこの100年ぐらいでしょうか、数十年でしょうか、いろいろな文献で調べておきますと、やはりそのもとにあるのは、先ほど来のお話にもございますけれども、知る権利といいますが、ここでは「公の知る権利」という言葉が一番上に書いてありますが、そのことから、通常のアカウンタビリティではなくて、パブリックアカウンタビリティという通常の企業とは違ったもっと広い住民、納税者が求めるニーズ、いろいろな業績、行政成果情報というものの開示と、それに対する監査というものを昇華していきながら高まってきている。

もう一つ、一番上に「パブリックインフォームドコンセント」という言葉を書いておりますけれども、これはたしかイギリスの公監査の制度を見ておりましたらインフォームドという言葉が時折出ておまして、これはよく言われるところのインフォームドコンセントの意味に近いのかということで、要するに課税で強制的に徴収される納税者にとって、それをきちっと説明してもらわなければならないということからこういう公会計、公監査がなぜ必要なのかということが行政側あるいは立法府、そして住民にとってもそこが認識されませんと制度は構築されていかないというのが現状であると思っております。

次に、2枚目ですけれども、パブリックアカウンタビリティの類型ということで、これは諸外国の類型、いわゆる公会計・公監査制度が確立していく段階で必ずパブリックアカウンタビリティというものが前面にその説明として出てくるわけです。これはいろいろな分類があるわけですが、要は最終的には民間の企業会計的なものではなくて、単なる会計的なもの、あるいは法規準拠的なものだけではなくて、行政成果についての監査をする方向へ拡張していくという意味合いで、例えば2番ではプログラムとかポリシー、こういうところまで監査をしなければならない。法律の趣旨、意図までも含めてです。

④にありますように、通常ですと事後的監査だけですけれども、事前的な監査も必要なのだと。これは予算とか業績計画についても監査が必要なのだと。あるいは事後的という金額的なものだけではなくて質的、これはもう御存じのように、3Eです。アウトカムとかインパクトとか、こういうところまでも監査が進んでいかなければならないという説明のためにパブリックアカウンタビリティという概念がきちっと認識されなければならないと

いうことであります。

次の3ページ目は、これはたまたまテキサス州政府の2000年の資料の中に、完全な、日本でいう地方公共団体の行政マネジメントはこういう形であるというものが出ておりましたので、これは非常にわかりやすいということで、ちょっと翻訳等が間違っているかもしれませんが、見ていただきたいと思います。

ただ、これはよく見ていただければ、既に御存じのように、左側のほうは公的部門の経営といいますか、行政管理といいますか、もっと広い意味での経営、マネジメントだと思いますけれども、そういう領域でのいろいろな重要な要素が示されております。そして、真ん中のところが公会計と呼ばれている業績測定をして開示をすることが次の段階で必要である。そして最後は監査ということで、既に2000年の段階では、業績監査だとか、上にありますように財務監査あるいは内部統制監査。そして下のほうには既に皆さん御存じのアウトプット、アウトカム。こういういわゆる行政成果の監査がある程度確立しながら進んでいるということです。

ここでは要するにマネジメント、公会計、公監査の位置づけをきちっと識別する必要があるという意味合いの図表であります。

次に、4番目は、このような監査が行われるためには、もともと行政当局において、あるいは立法府も含めまして、コントロール、統制という制度といいますか、機能がきちっと確立していなければならないということなのです。

その出発点から考えれば、一番最初にありますように、まず、内部牽制というものがあるって、今、既に議論されていると思いますけれども、内部統制。これは正確には内部財務統制ということで、会計的な意味での統制なのです。ただ、これだけでは地方公共団体や公的機関の行政管理というものの統制はできないということで、今は行政管理統制、さらにアメリカの政府監査基準等では経営管理の統制とまでいっております。

したがって、最低必要なところは、内部統制というのは財務処理を作成するためのとか、法規準拠性を守るということですが、それだけではなくて、もともと住民のニーズというのはその次のCのグループの段階の3Eから5Eです。すなわち5Eというのは、近年は先ほどのお話もありましたけれども、経済性、効率性、有効性だけではなくて、倫理性（エシックス）と公平性（エクイティ）という観点で見なければならぬ。こういうように拡大といいますか、そのニーズから進展をしているということでもあります。

そこで、今度は5枚目を見ていただきまして、こういう公監査というものがどう展開されるものかをいろいろ類型を分析してみますと、諸外国あるいは日本でも行われているものも大体合致すると思いますけれども、1から10まで、左側の4列目にありますように、まず、法規準拠的な監査、それから財務諸表監査と財務関連的な会計的な監査の段階。企業監査の場合は③だけ行っているわけですが、これで全部がここに収れんするという意味合いで、最近はこれが少し拡大しております。さらに3EとかVFMというものが⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩ということになるのですけれども、これらを合わせてこういう公監査というも

のはコンプレヘンシブオーデイトとか、フルオーデイトということで、通常という言葉と違ひまして、完全な監査。要するに住民にとって十分な監査が必要という意味合いが入っていると思います。

ただ、⑩の価値判断の監査というのは立法府が行うべきものであって、監査人が行うべきものではないというのが一般的ではあります。

次に、6番目ですけれども、このような展開は諸外国のいろいろ行政、政治制度によって違ひますけれども、アメリカは多分、10段階ぐらいいまでもう既に入ってしまったところもあるわけですが、これは当然、立法府と対立関係が出てきますが、通常は英国的な⑧あるいは代替案の監査までですね。

日本は、これはちょっと点線のつけ方が正確にできませんでしたが、点線の部分は一部行われているという意味合いであります。

次に、7番目ですけれども、このような公監査というものを確立するためには、監査基準がなければならないということで、諸外国で先進的なところ、あるいは国際的な公的部門の監査基準も現在つくられつつありますが、これはアメリカのイエローブックという政府監査基準がもとになっているのではないかと考えておりますが、いずれにしても、ここでの確認は、こういう公監査制度のためには監査基準が必要で、第2類型が一番わかりやすいと思うのですが、財務報告、そして法規準拠性の監査、業績成果の監査ということで、この3つの監査基準がなければならない。

ただ、アメリカは今、第5類型ということで、民間の会計士の方がかなりの割合で行っておりますので、したがって、最近では保証水準と一番下に、これは非常に専門的な言い方ですけれども、証明業務、保証水準という、後でお話をいたしますけれども、そういう概念を入れながら精緻な制度が確立されていると私は考えております。

次に、8番目は、我が国の御議論をしておられる監査、すなわち通常的には財務監査という一番右側ですけれども、それと行政監査というものがあるわけですが、INTOSAIというのは国際的な公監査基準をIPSASとともにつくりつつあるわけですね。GAGASというのはアメリカの政府監査基準です。このようなところではこういう監査基準ができておまして、この3つの監査の種類と、どう対応するかと見ますとこのような類型があると思っております。

そこで、もう時間も来ておりますので、9番目に主要論点ということで、8ページまでの中に今までの御議論の主要な論点を示しているわけですので、ここで繰り返しのお話と申しますか、皆さんの議論の中でもう既に出ている用語ばかりだと思いますけれども、ただ、やはりこの部分をきちんと確立、識別をしませんと公会計も含めまして公監査制度というのは確立しないということなのです。それは市民、納税者が公監査、公会計に信頼性を持てるかどうか。そして、行政府がなぜやらなければならないのか。なぜそういう義務があるのかを認識しなければいけない。当然、立法府もです。監査人は責任という問題がありますので、責任の限界を明らかにしないと監査というのは踏み込めないわけです。

ということで監査基準がなければならぬということになるのです。

まず、私は、現状を大きく変えることも必要ですけれども、継続的に改善をしていく。その中である段階で大きく変わることがあるかもしれません。ということで、監査員監査については専門性とか独立性を高めていくことに尽きるわけでありまして。そして、職員の方も専門性と独立性がなければこの監査制度は維持できないわけで、そうなってきますと、自治体の規模にもよって共同監査組織というものも必要になるかなということになると思っております。

2番目の包括外部監査も、私は効果があったと思っております。ただ、これが十分に周知されていないということもあるかもしれませんけれども、それは1つには、3つ目のポツにありますように、そこで指摘されたものをきちっと改善の措置を行った。こういう指摘がされて改善措置を行った。そして、それに対するまたさらに監視です。こういうことをきちっと行っていくことが必要だろうということ。継続的にこれを行うとすれば、テーマの選定には首長さんとか議会の方が積極的にかかわる、あるいは循環的な監査ということも必要ではないかと思っております。

3番目は、いずれこの財務書類が整備されまして、実務的にあるいは検証可能性が確保されてきますと、これは当然外部監査が必要になってくるであろうと思っております。

そういうことから、監査制度というのは、監査委員という立場からすると監査人の責任をはっきりしてもらわないと困るということと、先ほどの市民、納税者等のニーズをどこまで任務として行ったかということもありますので、そこで監査基準だとか、あるいはその監査がきちっと本に行われているのかという監視づけです。これは諸外国においてはピアレビューだとか、そういう形で地方公共団体の監査の品質管理については厳しく監視をしている。そこでの失敗については監査人にとって損害賠償ということもあり得ますけれども、通常は公監査の市場から退場していただくという意味での監査の責任のとり方もございます。

以上、お話をいたしましたように、今、監査の議論も適法性の監査、適正性の監査から準拠性の監査とちょっと専門的ですがけれども、保証水準ということで広がっておりますので、地方公共団体の監査について監査人は対応可能ではあるのです。ただ、こういう制度の確認と基準ができておりませんと実際の運用ということにはなかなかならないのではないかと思っております。

以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、芦沢様よりの御発表をお願いいたします。

○芦沢代表監査委員 山梨県の代表監査委員の芦沢でございます。

私は、三十数年、山梨県職員として勤務いたしまして、退職後、監査委員に任命されたところでありまして。山梨県の場合は、職員OBが1名、識見委員として任命されるのが慣例でございます。私は、行政事務職として県庁の中のいろいろな分野に携わっておりました

ので、行政のことについてはそれなりの経験というか知識は持っているのですが、監査自体についての専門性はどうかといわれますと、正直申し上げて、余り自信がないところがございます。そのようなところが私の経歴でございます。

山梨県は御承知のように、人口が85万人弱、全国で41位ぐらいだと思いますが、今、人口の減少が続いておりまして、推計でございますけれども、毎年5,000人ぐらい減っております。最高で89万あったものが今、85万弱になっていますので、多分、10年たたないうちに80万を切るだろうと言われております。

県の特徴といたしましては、ブドウを初め、モモとかスモモ、サクランボ、いろいろな果物は結構、日本一の生産量を誇るものがございます。

産業的には、比較的、二次産業の比率が高いところでございます。中心は機械電子工業という分野が比較的、発展しているといえますか、多く占めております。

あとは、例えばミネラルウォーターの出荷量が日本一とか、小さな県ですから日本一になるとどうしても発表したいという意識があるのですけれども、そのようなところでございます。

監査委員につきましては4名おりまして、私のような県職員OBが1名、県議会選出の委員さんが2名、もう一人、識見で税理士の方が1名。この税理士の方は場合によっては弁護士になられたりとか、公認会計士の方であったりという形で従来推移しております。

監査委員事務局の職員でございますけれども、局長以下、16名という体制で対応しております。そのうち5名については非常勤職員ということで正規の職員ではございません。その内訳については弁護士が1名、公認会計士が1名、税理士の方が2名、あとは地元の金融機関、銀行のOBの方が1名という体制でございます。

定例監査の実施状況でございますが、年間、大体、二百数十所属を監査しております。

方法としては、対象所属に出向いて行います実地監査と提出させました調書、書面で監査する書面監査を併用しております。例えば学校とか警察のように比較的、定例的な業務をやっているところについては1年ごとに実地監査と書面監査を交互に行うとか、そういう方法をとっております。あと、実地監査の場合につきましては、予備監査と申しまして、事務職員が事前に書類のチェック、その他をいたします。その報告を委員がもらいますので、その後、今度は委員が出向いて行って、概況聴取という形で監査を行っております。それ以外に行政監査もございますけれども、これについては毎年、テーマを定めまして、定例監査とあわせて実施するような形をとっております。

また、財政援助団体等の監査につきましては、一定の基準を設けまして、多いところで2年に1回ぐらい。少ないところで、例えば補助金の額が少ないようなところについては随時という形で実施しております。

あと、もちろん例月現金検査とか、決算審査の業務を行っております。

住民監査請求でございますけれども、山梨県議会議員の政務調査費等の用途について最高裁で判決が出ました。政務調査費を使った海外視察と旅費を使った海外視察が何件かあ

ったのですが、これについて住民監査請求をされまして、監査委員の段階の監査では棄却という形になり、甲府地裁の段階でもこれは棄却になったのですが、東京高裁の段階で全面的に認容され、全額返還しなさいという判決が出ました。それが最高裁で知事側の上告が棄却される形で確定したという経緯がございます。

実は、私は2年目になるのですが、この3月に今度は政務調査費の関係で同じメンバーから同じような住民監査請求が出まして、私も加わって監査をしたのですが、これについては棄却のような形で、現在、住民訴訟になりまして、地裁のほうで継続しているところでございます。いずれまた判決という形で出てくると思います。

最高裁、東京高裁で認容されたときに、これは私の個人的な感じなのですが、御承知のように裁判は代理訴訟から、たしか首長さんに義務づける形の訴訟形態になったのですが、多分、理屈ではわかっているのかもしれませんが、議員さん方が感覚的に当事者意識に欠けるという言葉は失礼ですが、ちょっと当事者意識がなくなったような感じがしないでもない。これは私の個人的な感覚です。

あと、外部監査につきましては毎年やっておりますし、職員の間から不満といいますか、行政のやり方を理解してくれないといった声が聞こえました。これはある意味、外部監査が目指した行政の論理だけではないのだよということの裏返しかもしれませんし、もう一つは、職員の説明の仕方が能力不足かというのが私の個人的な感覚でございます。そういう意味で、職員にはかなりストレス。業務量もふえていますし、ストレスもかかっているような感じはいたします。

内部統制的なところは、出納局とかが指導検査などをやっておりますし、その都度その都度、チェックはやっていますけれども、私の経験からして、比較的チェック機能が落ちているかと。これは職員の削減で職員数が減っているとか、私が入った三十数年前には庶務のプロフェッショナルみたいな方がいて、きちっと各課に庶務があって、各課でチェックをしたのですが、今は人がいないものですから、集中庶務という形です。職員の中にも庶務の業務を比較的、軽視する傾向が見えるという感じがいたします。

本県でも行政アドバイザーによる山梨県版の事業仕分けみたいなことはやっております。これについては先ほど公開ということがございましたが、公開でやっておりますし、インターネット放映もしておりますけれども、余り関心が高くないというのが現状でございます。

ちょっとこれは余談でございませぬけれども、こういった外部の方に評価してもらうことについて、議員の先生には余り評判がよくございませぬ。例えばたった3人で判断しているのかとか、議会があるのにという形で、そのような意見を一部の議員さんからは聞いたこともございます。

課題としては、もう既に議論されていることとございませぬけれども、やはり専門性の確保。例えば監査委員の専門性の確保という問題がございませぬが、弁護士さんとか公認会計士さん、または税理士さんがお一人は入っていますが、議員の先生お二人も特にそういっ

た専門家ではございませんし、冒頭に申し上げましたけれども、私のほうでも、行政のことはわかりますけれども、監査自体のプロではございませんので、そういう点が確かに専門性は厳しいものがあるのかと思います。これについてどうすればいいかといわれても、私にも今、思いつかないわけですが。

もう一点は、先ほども出ましたが事務局職員の専門性の確保。山梨県みたいな小さな県ですと、職員もそのところ1カ所だけで、何年も置いておくことがなかなか難しい。大体3年から5年くらいで異動になります。ただ、今、人事のほうにもお願いいたしまして、いわゆるスペシャリストみたいな形で、例えば3年から5年ぐらいやってほかのところに異動になっても、また次に来てもらって、そういう中で中心となる職員については、ある程度専門性が確保できるように人事をやる。もう一方では、もちろん研修をやるという形で対応しております。

先ほど申しましたけれども、職員だけでは無理な場合については公認会計士さん、税理士さん、銀行のOBの方、また住民監査請求につきましては、弁護士の方に協力いただきながら対応しているところでございます。

私のほうでは何の資料も用意せず、口頭だけで本当に申しわけなかったのですけれども、とりとめのないところでございますが、そのようなところが山梨県というコンパクトな県の実情でございます。

以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、長岡様からの御発表をお願いいたします。

○長岡市長 神話の国、縁結びのまち、出雲からやってまいりました出雲市長の長岡でございます。

きょうはレジュメを用意しておりますが、9ページほどございます資料2をごらんいただきながらお話を聞いていただきたいと思います。

最初に、出雲市の概要でございますけれども、御承知のとおりだと思いますが、島根県東部に位置しております。昨今、60年に1回の出雲大社の平成の大遷宮ということで、昨年、ことしとこのにぎわいは続いておりますし、加えて、高円宮典子様と千家国麿様の結婚が来月5日ということで、この面でも相当盛り上がっております。連日、全国から若い女性が押しかけている状況でございます。

この概要の中で一部誤りがございまして、訂正いたしますが、面積が「642.13」となっておりますが、これは「624.13」、チェック機能の甘さを露呈したということでございます。ちなみに624平方キロメートルというのは東京都23区と同じ面積でございます。その東京都23区と同じ面積の中に17万余りの人間が住んでいるということでございます。

言うまでもなく、歴史、文化、その他については私から説明する必要はございませんけれども、本州の日本海側では有数の人口集積と申しますか、産業集積、私どもの出雲市だけではなくて、隣の鳥取県の中海・宍道湖周辺の人口集積というのは60数万人。新潟・金



沢周辺に次いで第3の集積率であります。日本海側で生き残れるのはこのエリアだけかなという気はいたしております。これは余計な話でございます。

2ページ目のほうで市政運営上の基本理念。これは3つの柱がございまして、市民が主役のまちづくり、それぞれ取り組んでいるテーマも書いてあります。地域特性が光るまちづくり、自立するまちづくりというところで、実は、平成17年に平成の大合併で2つの市と4つの町が一緒になってできたのが新生出雲市でございまして、その後、平成23年10月、隣の斐川町を加えまして、現在の人口規模になっております。

今回の監査の話も同じでございますが、行政にはそれぞれ役場、長年培われた行政文化がございまして、一緒になってつくづく思ったのは、行政のいろいろなものを執行する上での判断基準がそれぞれの町の考え方が大きく異なるなということを痛切に感じました。そういった意味で、この監査機能、あるいは外の目をしっかり入れていく必要があると感じたところでございます。

3ページ目、開かれた市政ということで、透明性の確保。全て公開するという基本的な考え方のもとにいろいろなことを進めておりますし、市民の皆さんの声を直接聞く機会をふやそうということで、私は就任以来、市長ポスト、毎日のようにメールや手紙で御意見をいただいております。市長面会日を毎月1回必ず、1組1人30分ということで、申し込みがあった方と直接話す機会を持っています。まちづくり懇談会は43あるコミセンに2年に1回、必ず出かけていって、その地域の皆さんと直接対話をする。

そういったことをしながら、一方では徹底した情報公開、透明性の確保ということで、財政状況の公表はもちろんですが、予算編成過程の公開ということで、どの段階で予算が削られたとか、ふやされたというのを正直にオープンにしております。出資団体、公共施設の運営状況の公表等もやっておりますし、今回の外部監査制度も導入をしているところでございます。

そのほかには自治基本条例を就任以来、いろいろな形で、常設型の住民投票制度ということで提案をいたしております、なかなか議会とうまく話がまとまりませんで、現在、棚上げになっているということを正直に申し上げておきます。

4ページ目は、出雲市のガバナンス体制ということで、これはごらんいただくとおわかりいただけると思います。

実は、外部監査制度は23年から導入いたしました。その前に、22、23年度にはゼロベース評価委員会、いわゆる事業仕分けをやりました。それも市民参加の事業仕分けをやりましたけれども、これもそれなりの成果はあったと思っております。現在も行財政改革に向けてさらなる取り組みを集中的に続けているところでございます。

5ページ目、包括外部監査の導入経過ということでそこに掲げております。

監査機能の強化を図る意味から、実は、出雲市においては2人体制から3人体制へ19年の合併後、有識者2名と議選1名という形で監査委員監査をやっていただいております。

外部監査を導入したのは、先ほど少し触れました違う町が一緒になったときにお互い、

あなたの今までのやり方はおかしいのではないかということストレートに言ってはいるのですが、なぜそれが指摘される話なのかという、判断基準の違いといえますか、それはやはり誰か第三者に客観的に指摘してもらって以外はないということで、それぐらい大きな動機の1つなのです。

そのほか、そこに書いておりますけれども、透明性の向上とか、監査機能の独立性、専門性の一層の充実ということで、監査委員監査の補完という意味合いもあります。

監査委員さんをお願いしているのは、多くの部署の中で、3年に1回ぐらいのサイクルでしか実際には見られないのです。掘り下げたテーマでどこかを集中的にということが出来ない。それを外部監査制度導入によってということ、私どもは導入をさせていただいたところがございます。

6ページ、7ページに23、24、25、26年度のそれぞれ実績を書いています。それぞれテーマごとに掘り下げて監査をしていただいて、さまざまな御指摘をいただいたところがございます。これは私自身が気にかかっているところをしっかりと見ていただきたい。ストレートな、違う視点で率直な指摘をいただきたいという意味で、そういう意味では、大変成果があったものと思っております。

時間がありませんので、8ページのほうに移りたいと思いますが、導入の評価と課題。

これも既にいろいろ議論になったお話だと思いますけれども、評価としては、先ほど申しましたように、外部の専門的視点からテーマを絞って、より深い調査と検証。先ほど職員側からいうとストレスになっているという話ですが、実はこれが大きなショック療法といえますか、全く違う視点から指摘されるとこういう指摘の仕方があるのだなということに気づいてもらうという意味では、職員の意識改革には大きく貢献していただいていると思っております。

事務改善、指摘いただいた事項についてはできる限り、できるものからすぐ対応するよということによってやっておりますので、相当な事務改善等に役立ったということがございます。

導入当時、監査委員さんと外部監査の導入については恐らく正直抵抗があったらと思うと思いますが、徹底した話し合いの中で役割分担をしながら、そしてまた逆に、監査委員さんのほうからここを掘り下げてもらいたいというところを提案してもらいたいという話で御理解を得たところがございます。

議会からは屋上屋を重ねるような話ではないかと。予算的にも年間700万円ですから、無駄遣いではないかという御指摘もいただいたこともつけ加えさせていただいております。

課題としては、毎会計年度に実施義務があるという包括外部監査。考えてみますと、私どもは4年間やってまいりまして、ほぼ当初狙っていた重点的に絞り込んで監査していただく対象は一応、一巡したような気がいたします。それをもう一巡していくのが本当にかどうか。全国各地の包括外部監査を導入して、大体3年ぐらいでおやめになるところが多いのです。それはなぜかということ、恐らく同じような理由だろうと思っております。毎回

同じように繰り返すことの意味はないのではないかと。個別のほうでできるような仕組みを残せばいいのではないかと。という気もいたしております。

監査委員監査との役割は、先ほどもちょっと触れましたけれども、なかなか線引きが難しいところがございます、そのところの役割等をしっかりしていく必要があるということでございます。

外部監査人となり得る人材の確保が地方においてはなかなか難しい。私どもは弁護士さんはいっぱいおられますけれども、公認会計士の事務所がないということもあって、その人材確保のほうにむしろ難しいという気がいたします。

9 ページ目、今後の課題でございますけれども、先ほど申しました包括外部監査の毎会計年度の実施義務は少し見直す必要があるのではないかと。という気がいたします。

これも既に議論になった監査委員監査における議選の云々という話ですが、いろいろな考え方があろうかと思えます。私どもは今回、議会の監査委員経験者の議員さんともお話ししましたが、今、恐らく多くの自治体でそうでしょうけれども、議選の監査委員というのは、副議長、議長への登竜門という第三席という位置づけ、どこにも書いてはありませんが、それが習慣になっているようでございまして、そういう意味で、議選というのはなかなか難しい。

一方、県のほうへ聞きますと、なかなか手がいない。監査委員に下手になると選挙運動ができなくなるというお話が、これも余計な話ですが、そういう話があるぐらいですので、どうかという気はいたします。ただ、うちのように学識経験者だけのところでいろいろな議論をされるときに、やはり行政の方がある程度わかった方が見る必要があるという話もございまして。一方、先ほどの包括外部監査、掘り下げて監査ができないのは、事務局も含めて、今の監査委員の体制では無理だと。それであるとすれば、議選の1ポストを識見のほうへ回す。包括外部監査でお願いしているようなものを専門的にやっていただく方法もあるのではないかと。という気がいたしますし、もう一つは、逆に議会と執行部の関係の中でチェック機能を発揮する。この際、監査委員会丸ごと議会のほうへお預けして、議会のほうの事務局の中でそういう徹底した、掘り下げた調査もできるような、そういう仕組みにしてもいいのかと。選出の過程で専任同意をいただきながら、議会の議決、議選の議員さんも私が提案して、議会という、あのプロセスからも若干いかがかという気もしますし、予算決算全てをチェックされる議会からわざわざ監査委員に出る必要があるのかなという先ほどの議選の議論と同じように、それを少し極端な話ですが、考え方としては、そのまま議会へという考え方もあるのではないかと。という気がいたします。

ちょっと時間が来たようでございますので、そのぐらいで私の説明を終わらせていただきます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、榊田様から御発表をお願いいたします。

○榊田代表監査委員 徳島県那賀町代表監査委員の榊田正憲と申します。

このような機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

徳島県那賀町は、先日、第2回小委員会で徳島県知事より御紹介がありましたが、これもNHK「クローズアップ現代」で放映された極点社会の中で取り上げられている四国の中の町村では一番面積の広い町でございます。

そこで、脆弱な町村の実態を御説明するため、恥を忍んで、我が町の監査体制の推移についてお話をいたします。

平成19年1月に前町長による3億8,500万円の公金不正流用事件があり、その後の選挙で事件の真相解明、さらに二度とこのような不祥事を起こさない町政の公約を掲げて現町長が当選をされました。当時の監査委員は退任をされ、私が火中の栗を拾うこととなりました。

那賀町公金不正流用問題外部調査委員会が設置され、報告書が平成20年4月に提出され、例月出納検査への提出書類の不備、また、定期預金等のチェックが不十分だった点が指摘をされました。そして、事件を防止できなかった原因についても、この手口はいわば単純なものであり、町の各会計上の公金の流れを具体的に監視すれば容易に発覚したと考えざるを得ない。また、この手口については借り入れの状況を具体的に把握する監査を行えば、容易に発覚されたはずであると記述されております。

さらに、地方自治法上の監査の役割を担当するのは監査委員の制度である。ところが、この監査委員は企業会計上の会計監査人と比べるべきもない。一般的に監査委員で選任されるのは監査の専門家ではなく、しかも、監査委員への報酬も、また実際の勤務時間も少なく、この現状の監査委員にそもそも地方自治体全般の会計監査を求めること自体がおよそ不可能と言わざるを得ない現実であると述べられて、結論として、監査法人による任意監査の導入が提案なされました。

前任監査委員の出勤日数は1年に17日となっており、報酬は1年に17万6,000円でした。当時は平穏だった町で住民監査請求が立て続けに4件提出され、異様な雰囲気ございました。そこで、私は従来の出勤日数では対応できないということで、自主的に日数をふやして次のことに取り組みました。1、日計表を日々について精査し、改善する。2、広い面積で出先機関が多くあり、そこでは調定されず簿外現金となっているものが多くあり、その保管状況の確認や改善に取り組みました。3、通帳、定期証書の照合検査の徹底。4、普通預金及び定期預金の集約化。5、公印使用簿の確認でした。改善や定期預金の集約化を行うのに予想以上の期間を要しました。その原因は慣習的に行われてきた業務の改革には抵抗があり、その意識を変えるには小さな改善を積み重ねていくしかありませんでした。

それらと前後しまして、町及び議会は平成21年1月より監査委員事務局を設置し、常勤の職員を配置することとしました。その結果、事務局長と議会事務局長とを兼任とし、監査事務局の専属職員が1名配属されることとなり、監査委員報酬も代表が年額36万円。議選が年額28万円に増額になりました。また、代表監査委員は平成26年度から年60万円になっております。

そこでまず、那賀町監査基準、監査委員事務局規程及び監査公印規程を作成しました。次いで、勤務日数を代表監査委員が40日、議選委員が28日として監査計画書の作成に取り組みました。その監査計画に基づいた21年度の監査報告実績は、決算監査、定期監査1回、工事監査2回、随時監査3回、行政監査1回、財政援助団体等監査1回、例月出納検査12回となっております。そうした監査体制で現在に至っております。

しかし、いまだに中堅職員の中には、法令や条例を知らない、理解していない人が見受けられ、何々しなければならぬと定められているのに、それを何々することができるかと解釈している職員がいると感じております。慣習という壁は厚く、時間をかけて気長く取り組まざるを得ない状況です。

以上、述べてまいりましたが、那賀町は徳島県ではまだ一番、監査の条件が整った町です。それは事務局体制や監査委員報酬に恵まれています。当町以外の町村では、事務局による事前監査が行われている案件はごく少数と考えます。現在でも那賀町の当時に似かよった町村はまだ存在するかもしれません。それは町村には財政規模が30億円のところもあれば、100億円の町村もあります。また、財政力はあるが、町や議会がいま一つ監査の重要性について関心が薄い町村もあるのではないかと考えています。

結論として、私がお願いをしたい点は、監査制度を考える上で、小さな町村でも監査にかかる必要な経費を確保し、職員を配置して事務を行えば、しっかりした監査ができると思っております。監査に最低幾らのコストをかけるのか。その設定いかんによっては監査制度のイメージは、全く異なってくると思います。各論の検討の前に、その設定が重要であると考えますので、御検討いただきたいと思っております。

そして、私たち全国町村監査委員協議会が毎年、総会決議をしてお願いをしております。監査事務局体制の強化。必要な監査活動費の確保等に御理解くださり、町村の実情に応じた監査制度を御検討くださいますよう、お願いいたします。

以上、那賀町の現状について申し上げ、今後の監査制度のあり方を検討するに当たっての私の意見とさせていただきます。

別に資料を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの4名の方からの御発言、御発表に関しまして、御質問、御意見等がございましたらよろしく願い申し上げます。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

鈴木先生に御質問させていただきたいのですけれども、この会議でも、監査には一言で監査といってもいろいろな種類の監査があるのですよということを申し上げてきましたので、先生のほうで御紹介いただいて大変よかったですと思います。余りにも監査の種類が多くて、正確に理解しないといけないというところが若干気にかかるところでございますが、

3点質問をさせていただきたいのです。

単に公監査ではなくて公経営監査と経営という文言が入っておりますけれども、その趣旨はどういうものかということです。従来は公監査といわれていたと思うのですが、この文献では公経営監査になっておりますけれども、一般に経営監査というと、経営者のための監査。すなわち内部監査を指すことが結構多いと思うのですが、経営をつけられた趣旨は何かということが1点です。

2点目は、いろいろな監査の分類がある中で、私たちが混同してはいけないのは、監査の対象を分けて言っているのか、監査の視点を分けて言っているのかが混同してしまっている節があるようにおります。例えば行政監査と財政監査というのは対象の問題だと思っております、財務に関する事務と行政事務を分けるということですが、一方で、準拠性監査、合規性監査であるとか3E監査、業績監査だと思っておりますけれども、その点はある意味、視点あるいは目的の違いと切り分けられることができるかと思うのです。そういった場合に、レジユメの8ページ、9ページのあたりで行政監査（業績公監査）という書き方をされていて、恐らくこれは3Eのことを指しておられるのかと思ったのですが、そこは財務に関しても、やはり2条14項、15項の3E的な視点でもって見なければいけないということがありますので、これはこういう表現でいいのかがちょっと気にかかりました。

3点目ですが、我が国の現状ということで、6ページに御見解を示させていただいておりますけれども、この点線はまだ不十分だという御理解でしょうか。有効性監査とアウトカム監査の区別が私は余り実はわかっていないのですけれども、大体、⑧までを目指してやっていくべきだという御見解でしょうか。

以上、3点をお願いしたいと思います。

○鈴木名誉教授 それでは、簡潔にお答えしたいと思います。

まず、公監査というのは、御存じのようにパブリックオーディットだとか、ガバメンタルオーディットということでしたけれども、先ほど5ページの統制範囲というところでお話をいたしましたけれども、内部統制とか行政管理統制ということで、どうコントロールするかということがだんだんと広がっておりまして、先ほど言いましたように、経営管理統制という表現まで出ているということ。また、3Eだけではなくて、経済性、合理性、有効性だけではなくて、倫理性とか公平性ということで、御存じのように、日本でも議論されておりますけれども、単純に言えば税金の無駄遣いですが、それは単に法規準拠的なものだけではなくて、いわゆる3E的な観点で見るとのことのもっと広い意味で、ガバナンスと書いてありますけれども、ここの定義はここでは正確にまだ書いてありませんが、広い意味で監査をしなければならないということもありますので、公経営監査という言い方をしているのです。

同時に、アメリカで1950年代から1960年代に行政監査が進んでいますね。それをずっと見ていくと、当時から、先ほど先生がおっしゃったように、業務監査とか、民間の監査においても会計監査だけではなくて、業務監査とか、事務の効率性の監査とか、そういう形

で、多分、1950年とか1960年代から展開されてきて、それが民間の企業経営における経営監査とか業績監査という、論文も相当あるのですが、私はそれがもとになって多分、この公監査については民間の企業よりも先に行政的な監査、いわゆる税金、公金についてのより有効な使い方を示すべきだという監査が展開してきたのではないかと理解しております、そこで公経営監査という使い方をしております。

2つ目のいろいろな監査について、例えば監査基準として7ページにございますけれども、日本の監査の実態との関連ということで8ページでしょうか。多分、今、先生がおっしゃったのは、監査の目的とか監査の対象によってどの領域に入るのかということの考え方と、日本における財務事務監査とか、14条15項の関係の行政監査はどう識別するか、あるいはどう関係しているかということを検討してこの8ページのような書き方をしているものですから、ここだけではわかりにくいかと思いますが、要するに監査目的を、先ほどの8ページにありますように、どこの国も財務報告、法規準拠性、行政監査、3Eの監査という大きな区分けは大体統一をしてきて、ただこれは、先ほど対象というお話がありましたけれども、御存じのように、公監査人がだんだんと専門性を帯びてきますとどうしても責任問題が出てきてしまうということで、特にアメリカの政府監査基準の場合に、アメリカの会計士協会とともに精緻化して進展したものですから、どうしても監査人の責任を問われるということで、御存じの保証業務とか証明業務というものと区分けをしながらかなり精緻化してきているわけです。ということでありますので、そういう監査目的、対象、監査責任、そういうものをきちっと明確に区分しないと自治体の監査制度としては機能しないのだということを言いたいということです。

最後は、どの程度の進展をしているかということでありますけれども、先ほど来、ちらっとお話があったと思いますが、前のページの10段階のところの10の段階で、すなわち有効性の監査の中に価値判断の監査という、最終的にこれはどこの国でも議会とぶつかることです。我が国においても多分、まだ行政監査については有効性の監査というのは入っているか入っていないかという御議論もあると思いますが、少なくともここでは、公監査の展開からすると、諸外国でも、アメリカでは例えばGAOだとか、州レベルだけではなくて国レベルになってきますと価値判断の監査まで入っておりますが、そうではなくても、やはり代替案の監査は必要です。例えば高速道路を敷くときにAルート、Bルート、Cルートがあったときになぜ立法府がBルートの選択をしたか。あるいは首長さんがしたかということについて監査をするときに、Bがいいとか、Aがいいとか、そういうことは監査人が言うべきではなくて、その選択をしたプロセスについて、そこで最終的な結論に至った指標とか数値について監査はできるのではないかとということで9段階、代替案の監査と、これはアメリカでは監査基準の中に入っておりますし、ほかの国でもありますけれども、そこまではできるのではないかとということです。では、ほかの国はどう進んでいるかというところをいろいろな監査手法等の資料を見ていくと、7ページにありますように、アメリカでは10段階まで引っかかってしまっているところもある。イギリスは法律に書いてご

ざいますけれども、いわゆる9番目、10番目のようなものは監査をしてはならないということになっておりますから、その前の段階まで。日本は御存じのように、今、行われている監査が法規準拠的な要素が非常に強いということで、1、2が実線になっておりますけれども、ところが財務書類はまだ完全にできておりませんので、ここは点線。ただ、行政監査ということで経済性、効率性、有効性が進んでおりますから、実際はここは全部点線かと思えます。そういうようなニュアンスです。

○清水委員 ありがとうございます。

まさに監査の種類はきちっと対象とか目的は切り分けて考えなければいけないということだと思います。

7ページに幾つか類型をお示しいただいてはいますが、以下は意見ですが、第2類型ということでは、INTOSAIに近いものを御紹介いただいたと思います。我が国の今の地方公共団体の状況を考えると私はこれが一番わかりやすいのではないかと考えています。一番左の財務報告監査はないのです。ここは欠けていますが、ある程度の準拠性と3Eの観点からの業績公監査はやられていますので、これら2点について見れば目的観点の分け方になってはいますが、この監査の分類がわかりやすいのかと個人的には思います。

あと、先ほど長岡様のほうからもお話があったように、立法府の下につけるという案がどうかという御提案もありまして、鈴木先生のほうからも10番はまさに立法府の問題だと御判断の範疇なので、そういう親和性があるという話もあったと思います。

私もまとめ切れていませんけれども、そういう案もあるかとは思いますが、現にGAOなどは立法府に所属する。だけれども、独立性の高い機関であるということだと思いますが、もしそうした場合にどうやって独立性を確保するかが非常に大きな課題となってきて、その部分については個人的には懸念を覚えております。

以上です。

○鈴木名誉教授 今、お話した監査基準については先ほど申しましたように、行政制度、政治制度、法制度によって変わってくると思います。

最後のところは、1番目の図を見ていただきますと、外部独立公監査人のところの線は国会にくっついているのです。線をくっつけるかくっつけないかは諸外国によって違っておりますけれども、委員のお話が先ほどございましたが、国によっては議会と監査人とで1つの委員会とか、行政監査のチームをつくって行うところもある。本来は国会や立法府が行うべきだと思うのです。そういう制度の枠組みなのです。ところが、それは専門性が高いので、それは外部の独立公監査人を選んでやるということなので、このところは点線なのか実線なのかという意味合いであります。

○長谷部委員長 ほかにはいかがでしょうか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 今の論点なのですが、私は、監査委員も公会計、包括監査も議会が選任するようにするのは1つの案ではないかと思っているのですが、その点についてはいか



がでしょうか。

○鈴木名誉教授 諸外国でも独立性については議論を数十年やりながら今の制度になっているのですが、今、おっしゃったように最も監査人に強力な独立性を持たせる、あるいは権限を持たせるというのは、やはり市民、納税者から選任される。実際に選挙で選んでしまうということで、アメリカではインスペクタージェネラルということで地方自治体にも置いておりますけれども、これは非常に強いのです。ただ、これはなかなか難しい問題もあるかもしれません。ということで、今、おっしゃったように、本来は国会が行うべき、あるいは議会が行うべきなものですから、それは当然、国会、議会が選ぶべきものなのです。ただ、日本では制度上そうになっていないということ。あるいは諸外国でもそれをさらに強めていくという展開であるということです。

○長谷部委員長 ほかにはいかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

○田中委員 ちょっと質問をさせていただきたいのですけれども、いろいろ具体的にありがとうございました。

先ほど監査に幾らのコストをかけていくのかというお話ですとか、いろいろな事例、実績を報告していらっしゃるという出雲市長さんのお話をいただいたのですけれども、日ごろの監査状況から例えば特徴的なものをトピックスとして公表するとか、そういう活動はあるのかどうか。もしそういうことがあると、やはり住民の知る権利として今、どのようなことが議会で問題なのかとか、そういうこと自体、まだ離れていて知られていないということがありますので、そういうことが地域地域で早目に住民の監査の目というか、大きな目でそういうことが機能するきっかけにもなるのかということを考えているのですけれども、そういうことが年次の発表だけではなくて、トピックスとして公表されていることがあるのかどうかを聞かせていただければと思います。

○長谷部委員長 これは芦沢様からのお三方にですね。いかがでございましょう。

○芦沢代表監査委員 基本的に公表は法律とか条令に定められた機会で、トピックス的にこういうことがありましたということは、監査委員のところではやっておりません。

○長岡市長 私どものほうでは、指摘いただいた監査結果報告書、その他、インターネット上でも公開していますし、皆さんにそのままお知らせするという形をとっています。

○田中委員 それは上がった時点で随時ですか。

○長岡市長 そうです。

○榊田代表監査委員 監査の情報公開をどうするか今、検討中でございまして、情報公開条例に基づいた最大限の報告を住民にしていきたいと考えておるところです。

○芦沢代表監査委員 ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、公表自体は監査の結果がまとまった段階でももちろん公表しますし、インターネット、ホームページにも載せますけれども、特別な何かがあったからといって個別、個別に公表することはないという意味です。

○田中委員 わかりました。住民監査請求が出ると、そっちのほうに意識がいきがちなのですけれども、そういうトピックスが、こういう問題が今、出ているというのが出ると、意識もちょっと、住民も一緒になって考えられるかということのを思いましたので、質問させていただきます。

どうもありがとうございます。

○長谷部委員長 ほかにはいかがでしょう。

辻委員、お願いします。

○辻委員 私のほうからは、出雲市長さんと那賀町さんの代表監査委員の方にそれぞれお伺いします。

まず、出雲市長さんです。今回、踏み込んで具体的にいろいろお話をいただきまして、ありがとうございました。

端的に3つお伺いしたいのですが、今回の提言の中で外部包括監査につきましては、プラスの部分も十分に評価しながら、幾つか見直しの方向を出していただきました。毎会計年度の実施義務を見直した場合に、実態的にはどのぐらいの頻度でやるのか適当なのか。あわせて金額の問題もありますし、テーマの絞り込みの問題もあると思います。これらに関して、具体的にお聞かせいただきたいというのが1点です。

2番目です。出雲市さんも合併しましたが、島根県は大きい県ではありませんので、出雲市の規模に及ばない市も多く存在しています。こういう市と共同で監査事務局を設置することは出雲にとってプラスなのか、マイナスなのか、中立なのか。この辺のところをお聞きしたいというのが2点目です。

3点目です。これは、今回そんなに差し迫った論点とは思わないのですが、議会との関係で監査をどうするかということです。先ほどの議論の中にもありましたが、議会に制度設計上、担わせるという根本的な選択もあるかもしれません。しかし、一方で、アメリカでもモニカ・ルインスキー事件が起こるなど、会計監査を行うことが高度に政治的な問題になることがあります。外部包括監査のテーマを何にするかも、市長と監査、そして、議員の間にも微妙な問題があるのではないかと思います。大きな体制のあり方として、監査を現行のまま位置づけたほうがいいのか、変更したほうがいいのか。その辺の感触をお聞かせいただければと思います。

那賀町さんには端的に2つあります。現状、大変だというお話をいただきましたが、那賀町さんは合併されていますので、以前はもっと小規模な団体として監査を行っていました。合併前と合併後の現在を比較すると、監査の実態にどういう変化が起きているのか。そのところをお聞かせいただければというのが1点目です。

2点目です。人件費が潤沢にあって、余裕のある職員配置をできるのが理想かもしれませんが、実際は限られた職員数と人件費で、事務局機能をどうやって強化していくかという話になると思います。一方、少し前に機関等の共同設置の制度を法改正して、委員会ばかりでなく、事務局や課も共同設置できるようになりました。こういう制度を使って周辺

市町村と一緒に事務局を統合して、体制を強化することもあり得ると思うのですが、この点についてどうお考えですかというのが2点目です。

よろしく申し上げます。

○長谷部委員長 それでは、まず、長岡様からお願いできますでしょうか。

○長岡市長 3点の御質問でございますが、最初の実施義務の見直しという発言をしたことによる今後のスケジュールといいますか、大きなテーマで、ぜひ包括外部監査の中で徹底して調査、監査してもらいたいというテーマを実は、私自身も導入したときから持っていて、それがほぼ一巡したかという気がしております。それをまた4年前、5年前からもう一巡という話はどうかという気がしております。それをまた4年前、5年前からもう一巡という話はどうかという気がしております。その中で現実、現在さらに調査すべきテーマがあるとすれば、それをということで、毎年義務づけられるのではなくて、必要に応じて、必要なテーマについてやりたいという思いで先ほど見直しという発言をしたところでございます。

共同監査、周辺自治体、今、想定されているのは例えば出雲市が周辺の小さな市や町の監査をというお話だろうと思えますけれども、基本的に私は余り賛成ではないです。いずれにしても、例えば一部事務組合とかいろいろな形がありますけれども、あれは結局、責任の所在がはっきりしない。お互い遠慮して本音のことが言えないというものができてしまう。監査ということに限って言えば、それは少ないのかもしれませんが、少なくとも少し違った形、県が何かをまとめてやるとか、そういうスタイルなら考えられますが、市が周辺の市と共同でという話は少し現実的ではない気がします。

3点目の議会との関係の話ですが、先ほど発言したのは、議会と執行部は車の両輪だといわれながら、圧倒的にその情報量を持っているのは執行部側で、議会としては単発的にいろいろな指摘をするという、こういうことを言うとまた問題になりますが、議会自身がお変わりになるためにも、監査機能をしっかりと持つというのが全体としての何かにつながっていくのではないかという意味での発言をしたところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○長谷部委員長 梶田様、お願いできますか。

○梶田代表監査委員 まず、最初の合併の件でございますが、3町2村が合併をして今の那賀町ができました。皆さんと随分レベルが違う話をするので申しわけないのですが、今もそうですが、合併以前の公務員とは何を基準に仕事をするのかということが法令や条例、行政実例や最高裁判決によってそれを基準に仕事をするのだという意識が非常に低かったと思えます。そして、それがまた5町村5通りのやり方がある。何を基準に仕事をするかを覚えてきたかという、先輩の背中を見て、先輩がどうしていた。前任者がどうしておるということが基準で仕事をしてきたようなことで合併した。そして、ああいう事件が起きるような1つの素地をつくっていた。現在、それをだんだん改善していくように行政側も努力しておりますし、議会もしているし、私の監査のほうも努力して、だんだんとレ

ベルを上げていくことに努力しているのですが、今までの慣習を一気に改革できるところにはいかないというのが現状でございます。

次の事務局機能と共同設置でございますが、まず先に私どもの町村の実態を御説明いたしますと、資料にもあるのですが、全国の町村が928団体ありますうち75%の701町村が私どもの協議会に加入しております。そういう状況で、そのうちの監査事務局の設置状況は約4割にすぎないのです。ですから、6割は監査事務局がないのです。そういう状況です。職員はどこかとの兼任で、専任は非常に少ない状況の中で、もう少し活動費を獲得して、事務局体制を整えていくことが必要ではないかと考えておるのですが、そこで共同設置ということは1つの案だと思いますが、共同設置を何のためにするのか。専門性を高め、また、独立性を高めることが目的なのか。あるいはこれ以上まだ経費を節減することが目的なのか。共同設置の目的によっていろいろ考え方が変わってくると思います。

これは1つの案ですけれども、私どものような小さな町では、そういう共同設置をして大きな組織をつくって、そして、法定福利費からいろいろな経費をたくさんかけて、そのかわりお一人が何町村もかけもちで事務局を持つという形よりも、私はやはり高齢者、女性、そういった人を活用して、そして60歳以上の人を、行政のOBの方でもいいですし、民間のOBでもいいですし、そういった方を活用して、例えば100日出勤していただく。言ってみたらパートですね。パートの監査事務局。そのほうが何カ所も共同設置の組織の方が事務局を担当してくださるよりも私は非常に使い勝手がいいと思います。これは単なる私の個人的な意見でございます。

以上です。

○長谷部委員長 いかがでしょう。あとお一人ぐらい。

小林委員、お願いします。

○小林委員 もう時間がないので、鈴木先生に1点だけ。公会計の監査基準はよくわかりました。先生がイメージされている監査基準の項目というか、中身というのですか、非常に多岐にわたるのは重々承知しているのですけれども、特にこの点だけはちゃんと基準に設けておかなければいけないというものの代表的なものを3つぐらいイメージをいただけないでしょうか。

○鈴木名誉教授 やはりそれは独立性ですね。それから監査目的と手続、そして、私は品質管理という、最終的にその監査の質を保証するようなシステムが必要ではないかと思っております。

○小林委員 ある程度の規模の自治体では、監査委員の監査の実施基準がそれなりにあるのですね。先生がおっしゃったような、独立性も含めて、職務倫理的なものはちゃんと書かれているものもあるし、監査の実施方針といいますか、監査計画、監査項目とか着眼点とか、そういうものを書いているものもあるのですが、最後におっしゃった品質管理のところちょっと不足しているのかと理解したらよろしいですか。

○鈴木名誉教授 品質管理という意味合いは、先ほど情報管理がどこまで、住民、市民に

出しているかということもあるわけですが、そこでの論点といいますか、そういうものも含めて、自治体のほうからきちんと情報を出すものを出して、それに対して監査するわけですから、そういうものがきちんとできているかという意味での監視機能に品質管理が結果的になるのですね。それによって非常に公監査・公会計が有効に働くことになるという意味です。

○長谷部委員長 申しわけありません。まだまだ御質問等があるかとは思いますが、時間が来てしましまして、私の司会の不手際でまことに申しわけございませんが、きょうはこのあたりで議事を締めさせていただきますと存じます。

鈴木様、芦沢様、長岡様、榊田様、本日は御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

次回の第8回の専門小委員会ですが、冒頭におきましてもうお一方、議会制度の有識者からのヒアリングを行いまして、その後、地方公共団体のガバナンスに関する論点整理を行いたいと存じます。

次回の日程ですが、9月18日木曜日の10時から開催の予定で、中央合同庁舎第2号館8階の第一特別会議室、ここで開催をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これを持ちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。

長時間どうもありがとうございました。